

答申（案） 主な変更箇所

8/25 資料			今回資料
ページ	項 目	素 案	修 正 案
表紙	答申年月日	令和5年〇〇月〇〇日	令和5年 <u>12</u> 月 <u>5</u> 日
1	1. はじめに 表の下の段落	合併後3年以内に <u>事業計画、 財政計画を樹立し料金を統 一すること</u> _____」 _____として_____引き継い でおり、 【略】 料金統一を行わなかった。	合併後3年以内に_____ _____料金及び <u>加入金を統一する。岩代と東 和地域の簡易水道について は、当面現行のとおりとする こと</u> 」として <u>新市</u> に引き継い でおり、 【略】 料金統一は <u>見送られた。</u>
3	3. あるべき水道料金 の考え方	以下に示す適正な営業費用 に必要となる資本費用を加 えて算定する方法である。_	以下に示す適正な営業費用 に必要となる資本費用を加 えて算定する方法である。 <u>な お、過去の実績については統 計処理がまとまっている令 和3年度実績を用いて算定 を行っている。</u>
4	4. 本審議会での調 査・審議事項	本審議会では、_____	本審議会では、 <u>地域住民の 公平性を考慮すると、合併協 定項目に明記してあるとお り、二本松と安達地域の上水 道事業について料金を統一 することを尊重すべきと判 断し、検討することとした。 また、水道事業を前提に</u>
4	(1) 現状の下	<全体>	< <u>上水道事業</u> >
6	(2) 調査・審議事項 (あるべき供給単価、 改定率)の下	<全体>	< <u>上水道事業</u> >
6	あるべき供給単価	あるべき供給単価 263.8_ 円/m ³	あるべき供給単価 263.8 <u>0</u> 円/m ³
6	(2) 調査・審議事項 (あるべき供給単価、 改定率)	あるべき供給単価が 263.8 円/m ³ と試算できた。令和3 年度の供給単価 207.08 円/m ³ と比較すると 1.27 倍となる。	<u>総括原価により算定した ところ、あるべき料金収入は 1,084,363 千円となり、ある べき供給単価が 263.80 円と</u>

8/25 資料			今回資料
ページ	項 目	素 案	修 正 案
		<p>二本松地域の水量別の料金体系で算定すると、二本松地域の 1.34 倍とすることが必要であるが、市民生活への影響を考慮して全地域において上げ幅を 1.3 倍と設定する。なお、地域別料金体系別に算出した供給単価は上述のとおりであるが、地域別の単価に相違が生じており、特に二本松地域と安達地域の単価が大きく異なる。そのため、安達地域の単価を二本松地域と同水準としたうえで、上げ幅を 1.3 倍と設定する。</p>	<p>なった。令和 3 年度の上水道全体の供給単価 207.08 円/m³と比較すると 1.27 倍となる。</p> <p>ただし、二本松地域の料金体系に統一して算定した場合、あるべき料金収入を得るためには 1.34 倍を超える料金を設定する必要がある。</p> <p>しかし、物価高騰など社会経済情勢の背景に配慮して、上げ幅の上限を 1.3 倍に抑えて最終的なあるべき料金収入を設定するものと判断した。</p> <p>なお、地域別料金体系別に算出した供給単価は上述したとおりであるが、現状の地域別の料金体系に相違があるため、安達地域の料金体系を二本松地域の料金体系に当てはめて 1.3 倍とする。</p>
7	<安達地域> 左記の 1.3 倍 表頭	<p>___ 単価 (円/m³)</p> <p>料金___ (円)</p>	<p>供給単価 (円/m³)</p> <p>料金収入 (円)</p>
8	地域別使用水量別の金額および倍率	二本松地域及び岳地区の倍率 1.3000 倍	二本松地域及び岳地区の倍率 1.30 倍
8	地域別使用水量別の金額および倍率	岳地区の使用水量 1,000 m ³ の改定後 165,708.4 円	岳地区の使用水量 1,000 m ³ の改定後 165,708.40 円
9	5. 加入金 1 行目	新規水道開設者__	新規水道開設者 <u>等</u>

8/25 資料			今回資料
ページ	項 目	素 案	修 正 案
9	5. 加入金 2 段落目		<u>また、加入金の額については、従前と同額程度の収益を維持確保するために、これまで安達地域で徴収していた加入金の半額程度に統一するものとする。これは、現在の二本松と安達地域の加入件数が概ね同数であることによるものである。</u>
10	6. おわりに	また、今回、料金改定の対象とならなかった岩代及び東和簡易水道の料金統一について、 <u>遠からず検討することを期待するものである。</u>	また、今回、料金改定の対象とならなかった岩代及び東和簡易水道の料金について、 <u>市民の公平性が欠けている状況を解消するために、速やかに検討する必要があると考える。</u>
13	別紙3 表中	水道料金改定の素案 令和5年 月 日 答申書案	<u>審議「水道料金改定の素案」</u> <u>令和5年12月5日</u> <u>審議「答申書案」</u>